



地域の助け合い

ボランティア除雪

高齢者や障がいのある方にとって大きな負担となる除雪。今月は、地域の中で互いに協力し合う、除雪の取り組みをご紹介します。

福祉除雪

サービス

福祉除雪サービスは、高齢者や障がいのある方の除雪を住民が支援する、地域の助け合いの仕組みです。札幌市では、平成15年から本格的にスタートしました。

70歳以上の高齢や障がいのために自力除雪が困難な世帯を地域協力員が訪問。通院や買い物のための外出時に支障となる、間口と玄関までの通路の除雪を行います。また、訪問することで、冬期間でもりがちな高齢者の安否確認ができ、地域の見守りにもつながっています。

利用者の声

- ・地域の方に除雪してもらい、とても助かっています。
- ・雪が降るたびに、中学生の皆さんが一生懸命除雪してくれます。おしゃべりするのを毎回とても楽しみにしていますよ。



北野地区では、平成8年から中学生が地域協力員として活躍しています。

10センチ以上の積雪があれば、登下校の合間に訪問して除雪を行います。また、時間のある時に訪問して家主の話し相手となる「ふれあい訪問」も行っています。

昨シーズンは、北野中学校と北野台中学校の生徒61人が参加。3、4人で1グループになり、17世帯を担当しました。

北野台中学校



家に着いたら、まず家主にあいさつ。除雪をしながら交流を深めています。

平成23年度福祉除雪サービス概要

- 内容** 地域協力員が、間口と玄関までの通路を除雪します。
- 期間** 12月1日(木)～3月25日(日) 道路除雪が行われた日の午前中に実施
- 対象** 道路に面している一戸建て住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住しておらず、次のいずれかに該当する自力除雪が困難な世帯
- ①70歳以上の方のみの世帯
 - ②重度(1・2級)の身体障がいのある方のみの世帯
 - ③70歳以上の方と重度の身体障がいのある方のみの世帯
 - ④区社会福祉協議会が特に認める世帯
- 費用(一冬当たり)**
- 市民税課税世帯 1万円
 - 市民税非課税世帯 5千円
 - 生活保護受給世帯 無料
- 申込** 清田区社会福祉協議会(区役所3階)、区保健福祉課(区役所1階9番窓口)、各まちづくりセンターで配布中の申込書に記入の上、10月4日(火)までに下記に郵送または窓口でお申し込みください。

詳細
 〒004-8613 平岡1条1丁目 区役所3階
 清田区社会福祉協議会 ☎ 889-2491

